

協会補助金削減についての意見書

一般社団法人福岡市保育協会
理事長 古賀貞雄

はじめに

今年から「子ども子育て支援」の新制度が始まっていますが、この新制度の導入にあたって、待機児童解消と共に、一方の大きな柱として「保育の質」の充実・拡充が謳われています。職員処遇の改善・充実をはかり、人材の確保に努めるというのが制度の主旨です。

今、問題となっている保育士不足・人材確保は、以前から国全体の大きな課題でありました。福岡市においても待機児童・未入所児童の数が増え、毎年既存保育園の増改築や新設で対応していますが、保育士不足・人材確保は深刻な問題になっています。平成27年度も新たな保育施設の整備が計画されています。しかし、それに対応する人材の確保については、ままならない状況にあります。福岡市保育協会では、福岡市の指導の下、保育園の職場の環境を整え、保育士の処遇を確保し、優秀な人材が福岡市の保育園に就職するように懸命な努力をしてきました。

そうした中、今年の1月に突然福岡市より、保育士の処遇に深く関係している保育協会補助金の大幅削減が提示されました。削減案の内容は、市から職員一人ひとりに直接渡されている被服・研修費と「長時間保育手当」のふたつでした。

削減の問題点について述べる前に、手続きの問題についてまず述べます。過去にも、福岡市からさまざまな提案がありましたが、今回の提案の手法は異常ともいえるものでした。保育協会に対する提案は文書ではなく口頭によるものがほとんどでした。

また、3月になっても論議は平行線で、私たちは4月からの手当がどうなるか心配し、市当局に尋ねますと、「予算は組まれている」との回答を得ました。しかし、4月を過ぎ8月の現在になっても、予算の執行は停止したままです。私たちは協議の中で、「協議が整うまで執行をしてほしい。大きな問題なので1年間かけてでも話し合っていきましょう」とお願いしましたが、市の担当者は首を縦には振ってくださいませんでした。その結果、被服・研修費と「長時間保育手当」を支給できない園が出てきています。

1 ふたつの削減案

① 被服・研修費

さて、次に本題のふたつの削減項目について述べます。

被服・研修費は、包括外部監査で指摘されての削減提案でした。監査委員の指摘は、「補助が投げ渡しになっていることで、実際に使われているかどうか確認できない」というものでした。しかし、この補助は、現場の保育園においては、研修のための図書や割烹着などの購入のために使われているもので、その点からお尋ねしましたところ、監査委員から、「支出の根拠があれば何ら問題ありません」という回答を得ました。したがって、削減の根拠とされていた給料の上乗せになっているという指摘は、この点をクリアできれば何ら問題はないことがはっきりしました。つまり、この問題は、すでに解決済みというのが保育協会の考えです。

② 長時間保育手当

・名称について

次に「長時間保育手当」について述べます。【資料4-2:1ページ左】

まず、「長時間保育手当」という名称についてです。これをそのまま解釈すれば、「長時間保育をしていることによる手当」と受け取られますが、実は違います。今から「福岡市長時

間保育実施要綱」の第 6 条を読みます。

「長時間保育手当は職員が実際に通常の勤務時間以外の時間に従事することに伴う手当としてではなく、職員の処遇改善費として支給される手当であること。したがって、通常の時間外手当としては執行できない。」と書かれています。（全文は資料を参照してください）

この条文から、「長時間保育手当」が「職員の処遇費」として位置づけられているということがお分かりになると思います。しかも、要綱の頭に「福岡市」とついていることから、福岡市が作成したものであることも了解されるでしょう。

・ **福岡市の「長時間保育手当」は保育士に直接支給される素晴らしい制度。**

【資料 4-2: 1 ページ右】

繰り返しになりますが、この手当は平成 6 年度から、正規の保育士・調理員への処遇改善費として福岡市補助金要綱に明文化されており、新たに保育士を雇用する費用とは違う処遇改善のための手当なのです。しかも、職員一人ひとりに直接渡す手当であり、この補助の仕方は他の自治体にはない福岡市の素晴らしい制度です。

・ **福岡市では他都市と同じように満額の 460 万円は支給されていない。**

国は、平成 12 年度より 18 時以降の延長保育の推進を図ることを目的に、「延長保育促進事業」を制度化しました。そして、朝の 7 時から 18 時までの 11 時間開所するための基本分費用として、全国の自治体では 460 万円の雇用費を保育士の配置のために各園に支給してきました。保育協会は福岡市に対し、この平成 12 年度より制度化された「延長保育促進事業」基本分 460 万円の補助金支給を長年要望してきました。ようやく平成 21 年度になり支給されるようになりましたが、全額でなくその一部の 120 万円でした。その後も満額の支給を福岡市に要望してきましたが、実現していません。

他の自治体では、すでに 11 時間開所のための職員配置がされており、補助金だったものが公定価格に変わっただけで、すでに雇用されているわけですから、今までどおりで新たな雇用は発生しません。福岡市のように問題になることはありません。

このことは、こども未来局長も 6 月市議会で、「福岡市は 11 時間開所するため制度としては、政令指定都市としては特殊なものです。長時間保育手当と延長保育基本分が満額でないところで、11 時間開所を実施してきたところですよ」と、満額出していなかったことをお認めになっていらっしゃる。さらに、「他都市においては、460 万円相当だと思いますが、それがストレートに移行していて、他都市においてはこういう問題はないと伺っています」と、他都市と福岡市の事情の違いについても認識される発言をされています。

新制度が開始された平成 27 年度から福岡市においても他の自治体と同じように満額の 460 万円が支給され、職員配置が増えることを期待していたのです。市からの長時間保育手当の廃止提案がなければ、職員たちにとっても負担の軽減につながり、大幅な処遇の改善になるはずでした。

・ **保育標準時間認定保育士は常勤保育士である。**

内閣府が出している「よくある質問集」の 101【資料 4-2: 2 ページ左】には、次のように書かれています。

「基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士（常勤）等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定こどもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くなる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切にご判断ください。」

このように新制度では新たに保育標準時間の保育士を 1 名配置することになっています。

しかも、常勤の保育士を充てることとなっています。このことは保育の現場にとって大変ありがたいことです。まさに 460 万円は、その 11 時間開所を確保するために常勤保育士を 1 名雇用するための経費なのです。これを本来の目的とは違う「長時間保育手当」に充てると、福岡市だけが全国の自治体並みの保育士の配置が出来ないことになります。

・「実態に応じて市町村が適切にご判断ください」の解釈について

保育標準時間保育士の加配問題について、6 月の市議会において、こども未来局長は次のような発言を行っています。

「(保育標準時間加配保育士は) 1 名多く加配を求められているように見えるが、従来からの延長保育を行っている施設については実質の雇用人数は変わらないとの回答をいただいております。そうであれば、延長保育基本分として平成 27 年度から増加する額、約 340 万円は、各園の判断で雇用の追加や保育士の処遇改善に充てることも可能になります。」

まず、「(新制度になっても) 実質の雇用人数は変わらない」と言われていますが、それは福岡市以外の自治体においては、延長保育費の全額がすでに出ていたため変わらないのであり、福岡市においては、120 万円しか出ていなかったのです。120 万円で、常勤の職員をどうやって雇用できるのでしょうか？

そこで福岡市は(これも 6 月市議会における局長の答弁ですが)、「(標準時間認定保育士は) 必ず常勤の保育士を充てるということではなく、短時間勤務の保育士を充てることも可能であり、その場合は常勤換算できる」と主張されました。もう一度「よくある質問 101」を見てください。非常勤職員とすることが出来るのは、標準時間認定こどもが少数の場合なのです。福岡市の場合、標準時間認定と短時間認定の割合は、97 : 3 です。97%はどう考えても少数とは言えません。「実態に応じて市町村が適切に判断する」という表現を活用しても無理があります。

・長時間保育手当の考え方を図で説明します。

これまで長時間保育手当について説明をしてきましたが、なかなかわかりづらいのではと思い、今度は図による説明をします。資料 4-2 の 3 ページをお開き下さい。

ここに A から D の 4 つの台形型をした図があります。

これまでの福岡市を除くほとんどの市町村で行われていたことを表しているのが C です。保育園の運営費は 8 時間分しか出ていませんでした。11 時間開所をしている所には、延長保育基本分として 460 万円が支給され、460 万円分の保育士を、延長保育を実施するために支払われていました。

福岡市がどうであったかを説明します。A を見て下さい。福岡市は、早い時期から 11 時間開所をしてきましたが、8 時間の運営費で足りない分を平成 21 年度から 120 万円、平成 6 年度から長時間保育手当として 200 万円を支払ってきたと主張されています。福岡市以外において 11 時間開所しているところは、460 万円支払われてきたことはこれまで何度も話してきました。120 万円と 200 万円を合わせると 320 万円になります。福岡市以外と比較すると 140 万円不足していることは明白です。その部分が白い部分です。

しかし、私たちは白い部分がもっと大きい B であると主張します。長時間保育手当の 200 万円は、雇用費・超勤手当でないため、開所延長のために使えるものではない、200 万円を図の中に入れるなら、運営費の上に乗っかっているとするのが、福岡市が作られた長時間保育実施要綱の正確な解釈であると考えています。平成 21 年度になってようやく 120 万円が支給されることになっても、全国に比べ不足していることを表す白い部分は 340 万円になると考えています。

さて、国の新制度を図式化したのが D です。全国的に 11 時間開所になったため、8 時間と 11 時間の境目はなくなりました。福岡市もやっと他都市並みになり、460 万円分の保育士を加配できると思っていたところ、今回の削減案でした。全く納得できません。しかも、さら

に問題があります。それは全国的に支払われる 460 万は、保育標準時間認定の子どもの比率に応じて変化するという事です。グラデーションになっている部分は縮むのです。今後、短時間認定こどもの増加は十分に予想できます。今は、経過措置があるため標準時間認定の子どもの割合が福岡市の場合、97%と高い数値になっていますが、これは大変不安定なものであるということを認識していなければなりません。

2 133,792 人の署名と決起大会

削減案を提案されてから、1月から5月20日まで11回の協議を重ねました。しかし、話は平行線のままで推移しています。

そこで、保育協会は子どもを守り、保育士を守るため、5月30日に削減撤回要望の決起大会を開きました。約900名の保護者、保育園関係者、市議会議員の皆様方の参加を得て、会は大成功でした。

そこで発表された保護者の声【資料4-2:4ページ】を時間の関係上その一部となりますが、紹介します。

「仕事で疲れているのに、子どもが泣き止まない日、家での食事を食べてくれない日、仕事と育児の両立がうまくいかず、ストレスで胸が張り裂けそうな日もありました。そんな時、毎日の連絡帳や送迎の際に『お母さん、今日はこんなことが出来ましたよ。あんなことも出来るようになりましたよ』と、嬉しい報告をしてくれた先生方。息子は発語が遅くとても心配しました。3歳児検診の時、保健所から一度耳の検査をした方が良いと言われ、療育センターやこども病院に行きました。息子本人よりも私の方が不安でした。そんな時先生から『お母さん、ゆっくり聞いてあげよう。間違っても言い直してあげれば大丈夫』と言われました。どんな小さなことでも見つけ、子どもの変化に気づき教えてくれた先生方の言葉一つ一つが私たち保護者の支えとなり、喜びとなりました。息子は今年の3月に卒園しました。卒園式を終えた夜の事です。突然泣き出した息子は『もう、保育園に行けない。先生に会えない』と言って泣き続けました。卒園して2カ月後、久しぶりに園長先生から電話を頂きました。福岡市保育協会補助金の大幅削除の話でした。内容を聞き大変驚きました。保育士の先生はいつも子どもに寄り添い、子どもの育ちを見守ってくれています。先生たちが働きやすい職場であることは子どもにもプラスになることです。それは少子化と言われる今の時代、未来の子ども達を育てることになると思います。」

私たちはこうした保護者と一緒になって子育てをしていることをわかってください。

さらに、5月下旬から署名活動を行いました。6月下旬までの約1か月間でしたが、133,792名の署名が集まりました。【資料4-2:5ページ】福岡市の人口が約150万人ですから、福岡市民の約1割の方が署名をしてくださったことになります。

7月10日には、署名用紙を3箱の段ボールに詰め市役所を訪ね、要望書と一緒に荒瀬副市長に手渡しました。荒瀬副市長は、「今後も保育協会と協議をしていきます」と応えてくださいました。

3 福岡市の保育の質を守るために

今、保育園では職員ひとり一人が保育の質の向上を目指して、一生懸命日々頑張っています。このような補助金削減は、保育士たちの意欲を大きく損ないかねません。また、今後の求人動向にも影響が出るのではないかと大変危惧しているところです。

今、保育園にとって一番重要なことは、保育の質、そのための処遇の改善・充実、そして人材の確保に努めることであります。私ども保育協会は、長年福岡市の保育行政を保育園の現場から支え、また、市と連携しながら児童の福祉、市民への保育サービスの充実に努めて参りました。必要保育士の8割は正規を配置するという市の指導【資料4-2:2ページ右、3

ページ右、11 ページ右】と、市が職員一人ひとりに直接支給されている手当は、長年福岡市の保育行政の根幹でありました。福岡市の保育の質を守っていく上で、この正規 8 割と直接補助を守り維持していくことが、今こそ求められています。

施設の整備・拡充が行われても、そこで保育する優秀な人材がいなければ保育園の運営は成り立ちません。保育士たちの仕事への意欲や熱意がなければ保育内容の充実には繋がっていきませんし、子どもたちへの良質な保育環境を提供できません。保育園は子どもたちが安心して安定した生活を送り、育ち合い学び合っていくところです。子どもたちがそこで育ち成長していく姿をみて、初めて保護者の方は安心して働くことができます。また、経験豊かな保育士たちが保育園にいるということが、さらに保護者の方々の安心感・信頼感に繋がっていきます。

ここで、保育士養成校との信頼関係に大きな影響を及ぼしかねないことを述べます。保育協会では、毎年 6 月から 7 月にかけて学生対象の就職説明会を行っています。その時使っている冊子がこれです。「就職案内」【資料 4-2: 6 ページ】といます。この中に採用にあたっての短大と 4 年制大学卒の給与が詳しく書かれています。その中には被服・研修費と長時間保育手当も載っています。今年度福岡市内の認可保育園の採用された人は、この条件を見て応募しています。私たちは、福岡市の担当者と協力して、保育士の確保のため、養成校を訪ね、学生たちに保育園の良さを伝えています。その時使ったのがこの「就職案内」でした。私たちは嘘の情報を流したことになります。養成校とこれまで培ってきた信頼関係が損なわれることを心配しています。しかも手当の額をきちんと書くことを勧められたのは、福岡市でした。

さて、国は、今年の 2 月 24 日の「全国厚生労働関係部局長会議」において、新制度の公定価格における職員処遇に関連して、こういうことを言っています。【資料 4-2: 7 ページ左】

「これまで、自治体で取り組んでこられた地方単独施策についても、こうした公定価格の考え方を踏まえ、引き続き充実に取り組んでいただくようお願いする。」と。国は職員処遇の改善・充実是最重要課題だと認識しているからであります。今回の福岡市による処遇改善費削減は、こうした国の動きに逆行しています。私たち保育園の全国組織、保育 3 団体でも、この点を重く受け止め、7 月 23 日付で、要望書を提出しました。【資料 4-2: 7 ページ右】い。

最後になりますが、この職員処遇改善費の削減は、人材確保、保育士不足に重大な影響を与え、現在働いている職員のモチベーションの低下を招くことを、再度強調して私からの意見を終わります。